

伊江村観光地美化作業及び緑花木管理等委託業務  
提案者を選定するための基準等

1. 評価審査体制及び方法

本提案の審査は、伊江村観光地美化作業及び緑花木管理等委託業務、業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

評価審査は、提案者に対し、評価審査項目毎に評価審査（採点）を行い順位決定する。評価にあたっては、「伊江村観光地美化作業及び緑花木管理等委託業務-企画提案仕様書」にて要求した条件等に対し、有益な提案がなされているかを検証し評価を行う。

なお、提案者が 1 者のみの場合においてもこの審査基準に基づき委託可能かを判断する。

2. 評価項目及び評価基準

選定委員会は以下に示す項目について、別紙「提案書評価採点表」にて評価審査を行う。

評価項目	配点	評価事項
1. 基本項目	30	1.受託業務を実施するための人員体制 2.業務作業工程の実現性
2. 業務精通度	20	1.公園等管理業務の技術及び実績 2.緑化木の管理業務の技術及び実績
3. 業務持続性	30	1.適格性、実現性がある提案がされているか 2.重要性を理解した提案がなされているか
4. 提案価格	20	1.積算内容について 2.予算額との対比について
審査得点合計	100	

3. 評価のポイント

- (1) 提案者の着眼点、分析力、考察力が優れているか。
- (2) 本村の地域特性を理解し、課題を的確にとらえた提案がなされているか。

- (3) 本業務への理解度が高く、また熱意が感じられるか。
- (4) 業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。
- (5) 委託費用は要件である提案上限額以内の提案となっているか。

#### 4. 合否判定等の条件

- (1) 選定委員全員が合計得点 70 点以上で採点し、且つ、総得点が 350 点以上の提案者を合格とする。
- (2) 総得点が 350 点未満の提案者は不合格とみなす。
- (3) 受注候補者の決定は、合格した者の中から総得点が最も高かったものとする。
- (4) 選定委員のうち 1 人以上が合計得点 70 点に満たない場合で総得点が 350 点以上の提案者は、準合格（※）とする。ただし、選定委員 5 人のうち 1 人でも合計得点が 65 点以下と評価した場合は、総得点が 350 点以上であっても不合格とみなす。

※準合格：

合格者がいない場合又は伊江村プロポーザル方式実施要綱第 15 条の規定により特定された者（受注候補者）が失格または同条第 16 条の規定により、次点の者と契約に至らなかった場合、再度提案する権利があるものをいう。

- (5) 2 者以上の採点合計点数が同点の場合は、「評価項目」の 1. 基本項目の点数が高い者を受託候補者とする。
- (6) 全提案者が合格しなかった場合、参加を辞退した者及び不合格者を除き、提案者に再提案させることができる。この場合において、必要であれば指名業者を追加し、再度プロポーザルをやり直すことができるものとする。

#### 5. その他条件

「4.合否判定等の条件」について、合計点数や総得点が合否判定に重要であることから、委員長以外の委員が特別な理由により出席できない場合は委員直属の部下を代理出席させ、選定委員として評価することを可能とする。